

受験資格

1958 年（昭和 33 年）4 月 2 日以降に生まれ、学校教育法による高等学校卒業以上の人で、次のいずれかに該当する人

- ①保育士の資格を有する人
- ②社会福祉士の資格を有する人
- ③2 年以上児童福祉事業に従事した人
- ④教育職員免許法第 4 条に規定する免許状（普通免許状、特別免許状及び臨時免許状）を有する人
- ⑤学校教育法による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人
- ⑥学校教育法による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた人
- ⑦学校教育法による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人
- ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人
- ⑨2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人であって、本財団が適当と認めた人

※採用内定後に受験資格①～⑨のいずれかに該当する証明書類等を提出いただきます。